

チョイソコとよあけ事業の本格運行に向けて

豊明市（以下「市」という。）は、デマンド型乗り合い送迎サービス事業（以下「チョイソコとよあけ」という。）の本格運行に向けて次のとおり整理し、実施するものとする。

1. チョイソコとよあけに関する市の基本方針

（1）本格運行を前提とした運行とする

チョイソコとよあけ第1期から第4期までの実証実験結果を踏まえ、市民の皆様にご一定程度の評価をいただいていることから、道路運送法第4条申請することを前提とする。これを前提に、令和2年10月からは道路運送法第21条運行を最大1年半延長し、継続的な運行とする。

（2）本事業の車両台数の上限を3台から2台へ変更する

実証実験当初から車両台数については3台を上限に協議してきたが、経費の削減や協賛企業により一層の増加が実現されるまでは2台とする。

（3）運行事業者の選定に関与する

運行事業者が選定されなければ事業の実施が困難となるため、公共性の高い本事業の継続に疑義が生じないように、運行事業者を選定する際に、市も適切に関与し、運行経費等の適正化を図る。

（4）民間活力の活用により、負担金の軽減を図る枠組みで実施する

運賃収入や協賛金の増加に伴い、負担金が減額されるスキームとする。

2. 本格運行（4条）を前提とした運行での協議事項

上記基本方針に基づき、車両2台での本格運行を前提とした運行の中で、より効率的かつ効果的な運行について地域公共交通会議等で協議し、協議が整い次第4条申請し、本格運行に移行する。

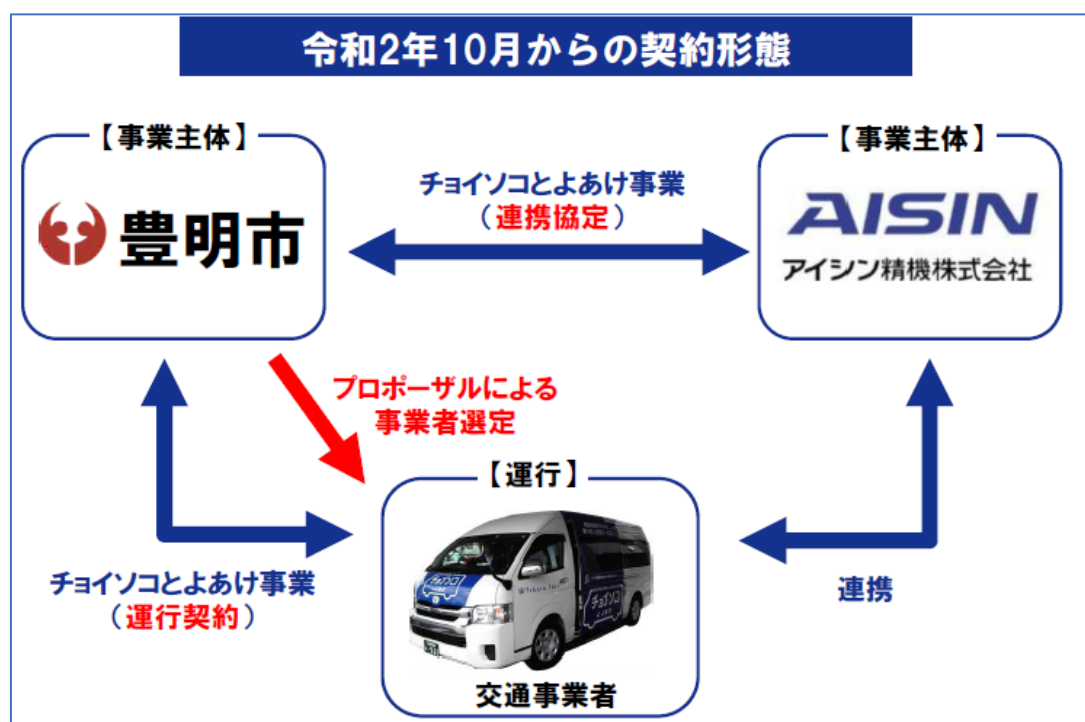
3. 令和2年10月1日以降の運行

(1) 運行基本事項

- ・運行形態は、オンデマンド型の乗合タクシーとする。
- ・運行車両は2台とする。
- ・予約時間は午前8時30分から午後4時までとする。
- ・運行日については平日のみ（年末年始を除く）とする。
- ・運行時間は午前9時から午後4時までとする。
- ・会員条件、停留所、移動ルール等については、チョイソコとよあけ第6期運行計画と同様の取扱いとするが、より効率的・効果的な運行を協議していく中で、運行に関して変更等がある場合については、その都度地域公共交通会議に諮って決定するものとする。

(2) 運行事業者選定

- ・令和2年10月1日からの運行については、主にオペレート業務を行うアイシン精機株式会社（以下「アイシン」という。）と連携して運行する運行事業者をプロポーザルにより業者選定を行う。
- ・契約期間は2年6月とし、契約期間が1年6月経過するまでに、事業の継続の是非を決定し、変更等が生じる場合は残りの1年間で準備等を行う。
- ・契約形態（イメージ図）



(3) 市負担額の仕組みについて

- ・アイシンに対して市が負担する経費はオペレーション業務に係る経費とし、その経費は、協賛金の増加に伴い負担額が減額されていく仕組みを導入する。
- ・運行事業者に対して市が負担する運行経費は、運行負担金から運賃収入分は減額する仕組みを導入する。

(4) 利用者の会員条件に関わる事項

- ・チョイソコとよあけの会員は次の2種類に区分する。

「高齢者・障がい者会員」

自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降することができる者のうち、市内在住の65歳以上のもの又は市内在住の障がい者

※介助者の同行により乗降できる場合は利用可。車いすは不可。

「交通不便地域会員」

第6期運行計画に掲げる市内交通不便地域に在住する者のうち、65歳未満のもので障がい者以外のもの

※「交通不便地域会員」として登録した会員がその後「高齢者・障がい者会員」の条件を満たした場合においては、当該会員は「高齢者・障がい者会員」として取り扱う。

- ・会員登録を希望する者は、別に定める会員登録申込書に必要事項を記載し、アイシンに送付するものとする。
- ・会員の氏名、住所、連絡先等の個人情報、アイシンに帰属し、本事業にかかる車両の運行、運行に関する利用状況・意見調査、協賛企業から提供を受けた広告配信の目的にのみ利用する。ただし、運行状況の報告、運営及び改善のため、必要な限りにおいて、市と共有する。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できない状況で、アイシンから緊急的な連絡を取る必要がある場合には、運行事業者及び停留所管理者と共有する場合がある。
- ・アイシンは、会員登録申込書を受理した場合は、速やかに申込書の内容を審査し、会員条件を満たしている場合は、別に定める会員証を発行し、申込者に郵送するものとする。

- ・会員は、会員証が届き次第、チョイソコとよあけを利用できるものとする。
- ・令和2年9月30日までにチョイソコとよあけの会員になっている者は、現に所有している会員証にて、10月1日以降も引き続き利用できるものとする。

(5) 停留所の設置

- ・停留所は下記条件を満たす場所に設置する。
 - ①安全に駐停車できる場所であること
 - ②駐停車時に対向車が通れること
 - ③旋回・転回ができること
 - ④利用者にわかりやすい場所であること
 - ⑤看板が設置できること
- ・チョイソコとよあけ第6期運行計画において設置される停留所を継続的に使用し、停留所設置のための協賛制度についても継続する。
- ・事業所停留所は、市内又は市外のうち市境から500m以内に位置する協賛企業が指定する事業者施設に設置する。なお、事業所併設の場合を除き、個人宅への設置は認めない。

(6) 移動ルール

- ・「高齢者・障がい者会員」のチョイソコとよあけの移動ルールは次のとおりとする。

住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。なお、既存公共交通の利用促進及びチョイソコとよあけの運行効率を考慮し、第6期運行計画に規定する一部の移動については、以下の停留所で「チョイソコとよあけ一名鉄バス」間の乗り換えを行うものとする。

○ 乗り継ぎ・乗り換え停留所

「スギ薬局二村台店」「豊明市役所」

また、名鉄バスの豊明団地線及び吉池団地線の路線と重複する移動については、名鉄バスの利用を案内し、チョイソコとよあけは受け付けない。

- ・「交通不便地域会員」のチョイソコとよあけの移動ルールは次のとおりとする。

住宅地停留所と公共施設停留所間の移動を行うことができるものとする。
ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリア内のみに限る。

- ・上記に定めるもののほか、10月1日以降の運行に関する移動ルールは第6期運行計画に定めるとおりとする。
- ・停留所の増設があった場合には、地域公共交通会議に諮って当該新規停留所の移動ルールを定めるものとする。

(7) 運行日及び運行時間

- ・運行日は、下記を除く日とする。
 - a.土曜日及び日曜日
 - b.祝日
 - c.天候条件や災害など安全な運行に支障がある日
 - d.年末年始、その他運行事業者が別に定めた日
- ・運行時間は、交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。
- ・乗車の予約受付可能期間は、2週間前から15分前までとする。

(8) 運賃

- ・運賃は、一乗車につき一人200円（消費税及び地方消費税を含む。）の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を支払うものとする。
- ・障がい者、介助者、交通不便地域に住む中学生以下等、ひまわりバスでは無料となっている者も、200円の運賃とする。
- ・移動ルールに則り、チョイソコとよあけにおける車両の乗り継ぎをした場合は、400円の運賃とする。

(9) 運行車両及び運行管理

- ・運行事業者に、市から車両2台（10人乗りハイエースグランドキャビン）を無償貸与する。
- ・運行事業者は、当該車両2台を用いて道路運送法第21条第2項の規定に基

づき、有償による乗合旅客運送を行う。また、地域公共交通会議での協議が整い次第、道路運送法第4条に基づく申請をして、チョイソコとよあけの本格に移行するものとする。

- ・ 運行事業者は、車両2台の運転士の休憩時間を確保するため、休憩時間等を明確にした上で、それぞれの休憩時間を同時に設けず、2台とも運行していない状況を作らないようにする。
- ・ 運行事業者は、車両の定期点検及び事故・故障時等に備えるため、予備車両を用意し対応する。なお、チョイソコで使用する予備車両は、運行事業者が他の一般旅客自動車運送事業で使用している車両と併用することも可とする。

(10) その他チョイソコとよあけに関する事項

- ・ 本事業の円滑な運営のため、停留所の設置及び維持管理、協賛企業との契約、運行における予約受付、オペレーション、配車管理はアイシンが行う。
- ・ 協賛企業になることができる者は、高齢者・障がい者の健康増進を目的とした外出機会創出のための取組みに賛同し、停留所の設置に協賛金を負担する法人、個人事業者、協会、組合等を対象とする。ただし、下記に該当する場合は協賛企業にはなれないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗業、又はこれに類似するものに係る業種・事業者
- ② 消費者金融及び高利貸しに係る業種・事業者
- ③ 債権の取立て、示談の引受等に係る業種・事業者
- ④ ギャンブル（宝くじを除く）に係る業種・事業者
- ⑤ 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種・事業者
- ⑥ 破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続、その他の倒産手続の申立を行い、又はこれらの申立を受けている事業者
- ⑦ 暴力団等、反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との関係があると疑われる業種・事業者
- ⑧ 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑨ 各種法令に違反している事業者
- ⑩ 前各号のほか、適当でないと認めるもの

- ・協賛期間は原則1年とし、協賛企業からの契約終了の申し出がない場合は、自動的に1年契約更新するものとする。また、その後も同様とする。
- ・その他、事故・災害時等の対応については、市、アイシン及び運行事業者が連携し、適切に対応する。